

【事例 H25-01-25】 山口県精神保健福祉センター**自殺未遂者支援事業**
＝自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐために＝

医療機関(1箇所)との連携により、自殺未遂者の退院後(帰宅後)早期にかかわり、相談支援、訪問などにて具体的な支援を行う。

【実施主体】 山口県精神保健福祉センター**【大綱の分類】** 自殺未遂者への対策**【事業予算】** 2255 千円**【利 点】**

かかりつけ医がいない者を対象にすることで、退院後切れ目のないフォローが期待できる。

【実施に至るまで】**【背景・必要性・理由の概要・等】**

- ・自殺者数は平成 10 年以降 400 人前後を推移し、平成 24 年は 346 人（警察庁発表：速報値）となっている。平成 12 年以降、年代別では、50 代男性の自殺死亡率が高く、近年では 60 歳代以降の死亡率が減少傾向にあり、20 代、30 代の自殺率に増加傾向がみられている。
- ・自殺未遂者が再び自殺を企図する可能性は、自殺未遂者以外の者に比べて著しく高いことから、救急救命センターなどで治療を受けた自殺未遂者とその家族に対し、地域の関係機関が連携して支援を行っていくことが重要である。
- ・そこで、医療機関と連携して、自殺未遂者の退院後（帰宅後）早期にかかわり、自殺につながるさまざまな問題解決に向けた具体的な支援を行い、再度の自殺企図を防ぐことを目的として事業を実施することとした。

【計画を立てる上での工夫・等】

- ・医療機関において、医療機関職員（主に医師）が事業の対象者に対して説明を行うためのリーフレットを作成。

【具体的な内容・実施の過程】

- ・県内医療の中核病院である 1 病院と、今後の県内における未遂者支援の取組拡大、地域の特性に応じた支援体制整備を目指して課題の整理等行う、モデル的取組として実施した。
- ・山口県精神保健福祉センターが実施主体となり、病院（救急病院 1 箇所）との連携による支援を実施。

対象者：自殺未遂患者として救急搬送された者または受診した者で、退院時（または帰宅時）に何らかの支援が必要と判断され、かかりつけ医（精神科医）がない者であり、相談支援を受けることについて、本人及び家族のいずれかの同意が得られる者。

事業の流れ：

- ・医療機関より、「自殺未遂者支援依頼票」により連絡
- ・「自殺未遂者支援依頼票」受理後速やかに訪問もしくは面接による相談支援を実施
- ・初回訪問（もしくは面接）後及び支援終了時、医療機関へ報告
- ・随時、事例検討会による支援方針等の検討

【成果】

- ▼平成24年度の9月から事業を実施し、年度内に3名の方に支援を実施した。

【補足】 情報なし

【課題】

- ・年度途中からのスタートであり、実際の支援件数は少なかった。
- ・今後は対象者を検討するなど、より多くの対象者の支援を行う中で、現状における問題点及び課題を整理するとともに、自殺企図者実態調査（山口大学医学部に委託）の結果等を踏まえ、次年度以降の県内における、地域の特性に応じた支援方法の拡大について検討していく。

【事業種別】 強化モデル事業

【準備期間・人数】 支援者3名

【予防段階】 2次

【自治体規模】 143万人（H24年度） 財政規模不明

【自治体負担率】 0%

【事業対象】 救急病院

【支援対象】 自殺未遂者

【実施主体・問合せ先】 山口県精神保健福祉センター

TEL:0835-27-3480

E-mail:a15201@pref.yamaguchi.lg.jp

URL:

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/mhc/shoukai.html>

【参考資料・文献】 情報なし

【作成日】 2017/5/2